

浄水統括事務所業務の可視化及びマニュアル整備に係る業務プロセス調査業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

浄水統括事務所業務の可視化及びマニュアル整備に係る業務プロセス調査業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、神戸市水道局浄水統括事務所における所管施設の維持管理業務（日常業務及び休日・時間外における緊急対応業務）について、業務の標準化と将来的な業務継承に向けて、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用を含むBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の検討に資する情報の収集を行うものである。

あわせて、マニュアル作成に必要となる基礎資料を整理し、現行業務の内容やプロセス等を調査・分析することにより、業務の客観的な可視化を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

浄水統括事務所業務の可視化及びマニュアル整備に係る業務プロセス調査業務
（別紙1「仕様書」のとおり）

(3) 事業規模（契約上限額）

金 3,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和8年9月30日

(5) 履行場所

神戸市浄水統括事務所（神戸市兵庫区楠谷町37-1）ほか、
水道局が指定する場所（水道局所管のポンプ場や配水池等、水道施設を含む。）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料等

以下に定める資料を参考資料として提供する。参考資料を必要とする場合には、参考資料送付願兼誓約書（様式1-1号）を、令和8年4月10日17時までに電子メールにより事務局に提出すること。提出後、当方より順次参考資料を電子メールにて提供する。

ア 参考資料

- ・浄水統括事務所の業務概要
- ・事務分担表・作業予定表
- ・主要施設一覧表

イ 提出先

神戸市水道局経営企画課 調査業務担当
電子メール：suidou_chousa@city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

電子メールにて上記アドレスに提出のこと。

電子メールの件名は、「浄水統括事務所業務の可視化及びマニュアル整備に係る業務プロセス調査業務：参考資料送付願（事業者名）」とすること。

送付後、8（3）記載の電話連絡先へ受信確認の連絡をすること。

※参考資料の取扱いにあたっては、以下の点に留意すること。

- ・水道局が提供する参考資料は、関係者以外配布・閲覧禁止とし、取扱いに注意すること。
- ・受託者は、提供された参考資料を本事業に係る業務以外で使用しないこと。
- ・提供された参考資料及び複写等した参考資料は、市が指定する期日（提案審査会の日を予定）までに破棄すること。なお、破棄をした際は、参考資料破棄等届（様式

1-2号)を、事務局に提出すること。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市水道局契約規程に基づき、委託契約を締結する。契約内容は水道局と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、水道局の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙2、3(委託契約書頭書及び委託契約約款)参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市水道局契約規程第20条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規程第21条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む))及び神戸市税(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税)を含む地方税に未納の税額がないこと。
- (3) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。)でないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(6)まで全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、本事業の公募に対して他の共同事業体の代表者及び構成員になることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年3月23日 |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和8年4月10日 |
| (3) 質問受付締切 | 令和8年4月10日 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和8年4月14日 |
| (5) 参加資格決定通知 | 令和8年4月14日 |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和8年5月11日 |
| (7) 提案内容プレゼンテーション | 令和8年5月中旬(予定) |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和8年5月下旬(予定) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和8年3月23日から令和8年4月10日17時00分まで

イ 提出先

神戸市水道局経営企画課 調査業務担当
電子メール：suidou_chousa@city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

電子メールにて上記アドレスに提出のこと。
電子メールの件名は、

「浄水統括事務所業務の可視化及びマニュアル整備に係る業務プロセス調査業務：参加申し込み（事業者名）」とすること。

送付後、8（3）記載の電話連絡先へ受信確認の連絡をすること。

エ 提出書類

①「参加申込兼資格確認申請書」（様式2号）

②「委任状」（様式3号）（代表者以外の者が申請する場合のみ）

③ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書（提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの）【写し可】

④ 法人税、消費税および地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分）【写し可】

※滞納がないことを証明する納税証明書によること。

⑤印鑑証明書【写し可】

⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式4号）

⑦会社概要・団体概要（任意様式）

⑧共同企業体結成届出書（共同企業体の場合のみ）（様式5号）

※共同企業体で参加表明を行う場合は、全ての構成員について、上記の③～⑦に記載する書類を提出すること。

オ 参加資格決定通知

令和8年4月14日（予定）電子メールにより随時通知する。

カ 参加資格がないと認めた理由の説明要求

参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格確認後速やかに通知する。参加資格有とされた者で、受託候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった場合も同様とする。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年3月23日から令和8年4月10日17時00分まで

イ 提出先

神戸市水道局経営企画課 調査業務担当
電子メール：suidou_chousa@city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

「質問回答書」（様式6号）に記載し、電子メールにて上記アドレスに提出すること。電子メールの件名は、「浄水統括事務所業務の可視化及びマニュアル整備に係る業務プロセス調査業務：添付資料質問票（事業者名）」とすること。送付後、8（3）記載の電話連絡先へ受信確認の連絡をすること。

エ 最終回答予定日

令和8年4月14日

オ 回答方法

質問受付後、事業者が特定できる情報を除いた質問の要旨とそれに対する神戸市水道局の回答を電子メールにて随時参加予定者に対して回答する。なお、質問

した事業者名は公表しない。神戸市水道局の回答は、本実施要領等を補足する効力を持つものとする。また、参加資格等に関する質問及び回答については、原則として公表しない。質問受付の締切り後は、仕様書の内容その他本プロポーザルに影響を与える質問には一切回答しない。

(3) 提案書・提案書記載項目対応表・見積書の提出

ア 提案書（任意様式）・提案書記載項目対応表

(a) 記載事項

提案書は、「仕様書」に記載している各業務に照らして、提案評価・採点表（別紙4）に記載されている評価項目及び評価視点を参考に、以下の内容について言及すること。

- ①業務遂行のために必要な実施体制となっているか。
- ②予定担当者は、業務遂行のために必要な経験・能力等を有しているか。
- ③同種業務の実績 浄水場または上下水道関連業務の調査実績
- ④業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢
- ⑤業務工程の計画性、実施手順の妥当性
- ⑥設定課題に対する解決手法の有用性
- ⑦分析結果の提示方法

(b) 留意事項

- ①「仕様書」に示す水道局の要求事項に対し、提案評価・採点表（別紙4）に示す各項目の記載内容に基づき、項目順に漏れなく提案書（任意様式）に記載すること。なお、提案書にはページ番号を記載し、提案書記載項目対応表（別紙5）には各項目の記載ページ（開始～終了）を記載すること。
- ②「仕様書」に示す水道局の要求事項に固執することなく、提案者の知識と経験を活用して、留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。
- ③各項目の記載内容について、「仕様書」に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。また、水道局の要求事項と相違する内容を提案する場合は、理由を付したうえで、その相違点が明確に分かるように記載すること。
- ④「仕様書」に記載されていない項目で、追加の提案を行う場合は、提案書の最後に「追加提案」として記載すること。なお、提案内容により、追加提案としてではなく既設項目に含めて評価することがある。
- ⑤水道局の委託契約約款について、原則として変更は受け入れられないが、条項の付加及び除外の必要がある場合には、提案書の最後に「委託契約約款の変更」として、変更案の内容を明示すること。但し、あくまで事業者案の位置づけであり、水道局が変更可否を検討する。
- ⑥原則 A4 として、文章は横書きとし、30 ページ以内を目安に作成すること。
- ⑦提案書を評価する者が特段の専門的な知識や業務に関する一切の知識を有していなくても評価が可能な提案書を日本語で作成し、目次を付けること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- ⑧提案者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付書類として提案書に含めることができる。（提案書の目安の30 ページ以外としてよい。）
- ⑨神戸市から連絡が取れるよう、提案書の提出の際には担当者の連絡先（所属、氏名、電話番号及び電子メールアドレス）を別途提出（任意様式または電子メールでも可）すること。
- ⑩以上の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書でないと水道局が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

イ 見積書（様式は任意）

金額は、本業務に係る経費の全てを含めて見積もること。また、項目ごとの金額内訳が確認できるようにすること。

ウ 提出先

神戸市水道局経営企画課 調査業務担当
電子メール：suidou_chousa@city.kobe.lg.jp

エ 提出方法

電子メールにて上記アドレスに提出すること。

電子メールの件名は、「浄水統括事務所業務の可視化及びマニュアル整備に係る業務プロセス調査業務：提案書・見積書（事業者名）」とすること。 8（3）記載の電話連絡先へ受信確認の連絡をすること。

オ 受付期間

令和8年5月11日17時00分まで

(4) 提案に要する費用、取扱い等

ア 提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 採用された提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての提案書は返却しない。

エ 提出された提案書は、審査・受託者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(5) 提案書及び見積書記載における留意事項

ア 提案書及び見積書に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 見積金額は当該業務に係る経費の全てを見積もること。

ウ 見積書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額の合計を見積書に記載すること。

なお、落札予定者決定にあたっては、入札金額に100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とする。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 提案書及び見積書等が所定の日時を過ぎて到着したとき

イ 見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき

ウ 見積書に記名がないとき

エ 一の入札に対して2通以上の見積書を提出したとき

オ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき

カ 入札参加者及びその代理人が複数の提案をした場合（他者と共同した場合も含む）

キ 入札参加者の資格のない者が提案したとき

ク 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、「提案評価・採点表」（別紙4）に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、浄水統括事務所業務の可視化及びマニュアル整

備に係る業務プロセス調査業務選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 提案内容プレゼンテーションを実施する。

※提案事業者が5社を超える場合は、事前に書類選考を実施の上、選定委員の評価点の合計が、上位5社の事業者について提案内容プレゼンテーションに参加できるものとする。書類選考結果については応募書類の提出者全員にメールにて結果を通知する。

エ 価格点は、見積書により次の通り算出する。但し、見積金額が予定価格を超過している場合、価格点は算出せず、失格とする。

価格点＝価格点（10点）×（最低見積額÷見積額）

オ （1）の定めるところにより算出された合計点が最も高いものを受託候補者とする。なお、各点数に小数が発生した場合は四捨五入を行う。得点の合計が5割に達していない場合は、受託候補者として選定しない。応募者が1者であっても同様の取扱いとする。

カ 審査の結果、評価点が最も高い提案者が複数いる場合は、その複数の提案者のうち、審査項目「提案内容に対する評価」の合計点が最も高い提案者を契約候補者とする。それも同点の場合にはくじ引きにより選定する。契約候補者が辞退した時や資格を喪失した時は、次点の提案者を契約候補者とする。選定委員会の協議への事業者の立会いは認めない。

（3）提案内容プレゼンテーション

提案書の内容を補足するため、提案内容プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を実施する。プレゼンは非公開とし、発注者および選定委員が参加する。プレゼンの会場は神戸市水道局総合庁舎またはその付近の予定で、提案書の受付締め切り後に水道局から日時・場所を指定する。このプレゼンは、提案書の記載内容の補足や発注者および選定委員から提案書に対する質問を行うものであり、既提出の提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。提案者側からの質問も認めない。また、プレゼンでは、プレゼン資料投影用に必要なディスプレイ（HDMI ケーブル接続）及び電源は水道局で準備するので、使用を希望する提案者はその他の必要な機材を用意すること。水道局から質問する場合があるので、実際に業務を担う管理者等の予定者が出席すること。

ア 開催日

令和8年5月中旬予定

令和8年5月11日の提案書等の提出締め切り後、プレゼンの開催案内（時間割）を提案者に連絡する。

イ 開催場所

神戸市水道局総合庁舎内を予定しているが、場所は改めて提案者に対して連絡する。

ウ 内容・方法

プレゼン時間は1提案45分程度（質疑応答時間15分を含む）を予定している。

※提案者数により変更の可能性はある。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（5）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者にメールにて通知し、また、

本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 応募辞退

参加申込兼資格確認申請書の提出後、やむを得ない事情により応募の辞退を行う場合に、応募辞退届（様式7号）を提出すること。なお、応募辞退届の提出後は、いかなる理由があっても本プロポーザルへの再応募は認めない。

(2) 苦情申し立てについて

本案件の応募手続きにおける参加失格その他の手続きに関して、神戸市水道局契約規程もしくは本実施要領のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、調達手続きのいずれの段階にあっても、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、神戸市水道局経営企画課調査業務担当に対して、苦情を申し立てることができる。

(3) 問い合わせ先

神戸市水道局経営企画課
〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号
電話番号 078-381-8599
電子メール suidou_chousa@city.kobe.lg.jp